

総行行第60号
国総入企第8号
平成14年5月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

公共工事に係る入札及び契約の適正化について

公共工事は、国民の税金により賄われているものであることから、受注者の選定のための入札及び契約については厳にその適正を確保し、いやしくも国民の疑惑を招くようなことはあってはならないことです。

このため、平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という)を施行し、国、地方公共団体、特殊法人等の全ての公共工事の発注者が一体となって、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保等に取り組むこととしたところ です。

しかしながら、最近、公共工事の入札及び契約に係る不正行為が明らかになり、公共工事に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態となっていることは誠に遺憾であります。

また、一部の発注者においては、入札契約適正化法の厳正な運用に立ち遅れが見られるとの指摘もあることから、貴職におかれましても、下記により、同法の厳正な運用を図る等により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に努められますようお願いいたします。

なお、各発注者が、入札契約適正化法、適正化指針等に従い、公共工事の入札契約の適正化を図るため平成13年度末までに講じた措置については、入札契約適正化法の第17条の規定に基づき報告を求めるとしており、また、報告の結果、特に必要があると認める時には、同法第18条の規定により、国土交通大臣及び総務大臣から適正な措置を講ずることを要請することがありえますので御了知ください。

また、各都道府県におかれましては、本通知の趣旨を貴管内の市町村に周知徹底くださるようお願いいたします。

記

1. 入札契約適正化法により、全ての公共工事の発注者について、例外なく次の事項が義務付けられていることから、その遵守を徹底すること。

(1) 透明性の確保

- ① 毎年度の発注見通し(発注工事名、入札時期等)の公表
- ② 入札・契約の過程(入札参加者の資格、指名理由、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額等)及び契約の内容(契約の相手方、契約金額等)等の情報の公表等

(2) 不正行為等の排除の徹底

- ① 談合があると疑うに足りる事実についての発注者から公正取引委員会への通知
- ② 一括下請負等があると疑うに足りる事実についての発注者から建設業許可行政庁等への通知等

(3) 適正な施工の確保

- ① 一括下請負(丸投げ)の全面禁止
- ② 発注者による施工体制状況の点検等

2. 入札契約適正化法に基づき閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という)においては、全ての公共工事の発注者が一体となって次の事項に取り組むことにより、入札及び契約の適正化に務めることとされていることに鑑み、各発注者においては、それぞれの特性にも配慮しつつ、可能な限り適正化指針に盛り込まれた次の事項の具体化に努めること。

特に、公共工事の質の確保の観点から、外部機関の活用等による監督・検査、技術審査等の業務執行体制の充実、入札監視委員会の設置等による監視機能の強化、最低制限価格制度の活用や厳正な低入札価格調査の実施等によるダンピングの排除又は発注者支援データベースの積極的活用による不良・不適格業者の排除の徹底等については重点的な実施を図ること。

(1) 透明性の確保

- ① 競争参加者の客観点数・主観点数及び合計点数・順位、等級区分の基準、予定価格、指名停止理由等に係る情報の公表
- ② 入札及び契約の過程等への入札監視委員会等第三者機関の意見の適切な反映等

(2) 公正な競争の促進

- ① 一般競争入札等の適切な実施、VE方式・総合評価方式の活用、入札金額内訳書の提出の推進、歩切りの厳禁等入札及び契約の方法の改善
- ② 入札及び契約に係る苦情処理システムの整備等

(3) 談合その他の不正行為の排除の徹底

- ① 談合情報対応要領の策定・公表等談合情報への適切な対応
- ② ペナルティの厳正な運用等

(4) 適正な施工の確保

- ① 工事成績評定による受注者の適正な選定等工事の施工状況の評価
- ② 不採算工事の受注強制の厳禁及び入札辞退の自由の確保、低入札価格調査制度を実施するための審査体制の整備等によるダンピング受注の防止
- ③ 監督・検査を通じた施工体制の把握の徹底等

(5) その他入札契約の適正化の促進

- ① 建設業法に基づく処分・公表の厳正な実施、発注者支援データベースや立入点検等を通じた監理技術者の現場専任の確認等不良・不適格業者の排除
- ② 電子入札システムの導入等入札及び契約のIT化の推進等

(6) 発注に係る業務執行体制の整備等

3. 2に掲げる措置を具体化するに当たっては、例えば、共同で入札監視委員会を設置したり、既存組織の活用により監視機能を高めること、外部機関の活用、入札契約事務の共同化を図ること等により、事務負担の軽減を図りつつ、入札契約の適正化に努めること。